令和3年度 公文書開示状況(11月決定分) 生活文化局

节和3年度	公文書開示状況(11月決定分) 生活文化局 		決定区分		(根拠規定)条例7条						
月 整理請求 年月日	決 定 年月日 公文書の件名	総 枚 数	一	存否応答拒否	1 5号号	2 3 4	4 5 号 号 -	6 7 号 号	8号	9 非開示理由等	所管局部課等
1 R3. 10. 26	第1回東京都情報公開・個人情報保護審議会権利濫用基準検討部会の開催について R3.11.9 第1回東京都情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会の開催について 第2回東京都情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会の開催について	16	1				1	1		(7条5号) 審議は非公開とされており、その性質上、審議に関わる情報が開示されて審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 (7条6号) 審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、実施機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化局広 報広聴部情報 公開課
2 R3. 10. 26	R3.11.9 東京都情報公開・個人情報保護審議会の個人情報保護法対応部会及び権利濫用基準検討部会に関する審議資料		1				1	1		(7条5号) 審議は非公開とされており、その性質上、審議資料等が開示されて審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 (7条6号) 審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、会議の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、会議の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化局広 報広聴部情報 公開課
3 R3. 10. 25	園・学校内(こども園・小・中・高校など)において、ワクチン未接種の教職員が他者(園児や生徒・その家族、他の職員等)に新型コロナウイルスを感染させるということを証明する科学的根拠、論文等(令和3年10月時点で最新の知見の根拠となる文書) R3. 11. 10 園・学校給食時において黙って食べるいわゆる「黙食」をさせることが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があることを証明する科学的根拠、論文等(令和3年10月時点で最新の知見の根拠となる文書)		1							当該公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局私 学部私学行政 課
4 R3. 10. 27	R3.11.10 宗教法人〇〇 設立認証時規則	5	1			1	1			(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化局都 民生活部管理 , 法人課

令和3年度 公文書開示状況(11月決定分) 生活文化局

令和3年度	<mark>年度 公文書開示状況(11月決定分) 生活文化局</mark>										
月整理 請求 年月日	決 定 年月日 公文書の件名	総枚数	洪 一 部 開 示 右	存	1 2 号 号	3 4 号 号				9 非開示理由等	所管局部課等
5 R3. 10. 27	R3.11.10 宗教法人〇〇 規則変更に係る新旧対照表		1							当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局都 民生活部管理 法人課
6 R3. 11. 11	R3.11.17 宗教法人〇〇 規則	13	1		1	1	1			(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化局都 民生活部管理 法人課
7 R3. 11. 11	R3. 11. 25 2020年度 Tokyo Tokyo FESTIVAL 助成採択事業を主催した団体〇〇に関する次の情報 助成決定に至った経緯、当該活動の結果報告、団体の連絡先と代表者の氏名		1							開示請求の内容に対応する公文書を作成又は取得しておらず、存在しないため。	生活文化局文 化振興部企画 調整課
8 R3. 9. 26	改正個人情報保護法の個別条文に関する解説 [令和3年6月時点暫定版] 改正個人情報保護法の規律に関するQ&A [令和3年6月時点暫定版] 個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ [令和3年6月時点暫定版] R3.11.25 A日程(7月2日) 個人情報の保護に関する法律の改正等に関する説明会 QA一覧 B日程(7月5日) 個人情報の保護に関する法律の改正等に関する説明会 QA一覧 令和3年改正個人情報保護法の施行準備について 令和3年5月21日の意見交換における質問事項に対する回答案	326	1								生活文化局広 報広聴部情報 公開課
9 R3. 9. 26	R3. 11. 25 改正個人情報保護法に係る質問様式及び同関係資料(計18自治体分)	118	1		1			1		(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当するため。 (7条6号) 国が行う事業に関する情報かつ、一般に公表されていない情報であり、公にすることにより事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化局広 報広聴部情報 公開課

令和3年度 公文書開示状況(11月決定分) 生活文化局

で加い干及	公文書開示状況(11月決定分) 生活文化局			決定区分	(相:	拠規定)	冬仰	7冬		
月整 請 求 年月日	決 定 年月日 公	文書の件名	総枚数	一 部 開 示 存在					非開示理由等	所管局部課等
10 R3. 9. 28	令和3年〇月〇日付3建道管監他第〇号道路占用許可書令和3年〇月〇日付3建道管監他第〇号道路占用許可書令和3年〇月〇日付3建道管監他第〇号道路占用許可書令和3年〇月〇日付3東公管第〇号公園占用許可書令和3年〇月〇日付3東公管第〇号公園占用許可書令和3年〇月〇日付3東公管第〇号公園占用許可書			1						生活文化局文 化振興部企画 調整課
11 R3. 9. 28	パビリオン・トウキョウ2021実行委員会及び東京都間のメール令和2年〇月〇日レク資料「7 パビリオン・トウキョウ2020令和2年〇月〇日レク資料「7 パビリオン・トウキョウ2020令和2年〇月〇日レク資料「7 パビリオン・トウキョウ2021令和2年〇月〇日レク資料「Tokyo Tokyo FESTIVAL スペシャ令和3年〇月〇日付3生文企第〇号 Tokyo Tokyo FESTIVAL フ可申請書の提出について令和3年〇月〇日付3生文企第〇号 Tokyo Tokyo FESTIVAL フ可申請書(更新)の提出について令和3年〇月〇日付3生文企第〇号 Tokyo Tokyo FESTIVAL フ可申請書(更新)の提出について令和3年〇月〇日付3生文企第〇号 Tokyo Tokyo FESTIVAL ス両申請書の提出について令和3年〇月〇日付3生文企第〇号Tokyo Tokyo FESTIVAL ス可申請書の提出について令和3年〇月〇日付3生文企第〇号Tokyo Tokyo FESTIVAL ス可申請書の提出について	について」 ル13について」 」 」		1	1 1 1	1	1		(7条1号) 著作権法に基づく著作物に関する情報が記録されている部分であって、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため。 (7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。個人の知的創作物に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 他団体の事業運営や予算に関する情報であり、公にすることにより、当該団体の事業活動が損なわれると認められるため。他団体の検討中の情報であり、とにより、当該団体の事業活動が損なわれると認められるため。他団体の間における関係性が分かる情報であり、公にすることにより、当該団体の事業活動が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。 (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。	生活文化局文化振興部企画調整課
12 R3. 9. 28	Tokyo Tokyo FESTIVALスペシャル13の選考(過程)や決定が分 「パビリオン・トウキョウ2021」の「五庵」「東京城」「雲の R3.11.26 続きに関する文書のうち、「五庵」及び「オブリタレーション 「Tokyo Tokyo FESTIVAL」に関する個人・団体・企業への助成	Dパビリオン」「オブリタレーションルーム」についての会場使用の手 レルーム」について		1					当該文書を作成又は取得しておらず、存在しないため。	生活文化局文 化振興部企画 調整課